

2 消費者契約法の検討経緯

- 平成6年4月 国民生活審議会消費者政策部会は、製造物責任法（PL法）の審議を終えた後、平成6年4月より消費者取引上の問題等を検討開始
- 11月 第14次国民生活審議会消費者政策部会消費者行政問題検討委員会が「今後の消費者行政の在り方について」を報告（消費者取引の適正化の基本的な方向性を提言）
- 平成8年12月 第15次国民生活審議会消費者政策部会が「消費者取引の適正化に向けて」を報告（契約締結過程及び契約条項に関する具体的かつ包括的な民事ルールの立法化を提言）
- 平成9年10月 落合誠一東京大学法学部教授（消費者政策部会長）を中心とする検討グループが「消費者契約適正化法（仮称）の論点」を公表
- 平成10年1月 消費者契約法の具体的内容についての試案として第16次国民生活審議会消費者政策部会中間報告「消費者契約法（仮称）の具体的内容について」をとりまとめ、公表
- 3月～9月 中間報告に示された消費者契約法の考え方を基に同法が制定された場合の影響等について関係各界28業種・52団体から幅広く意見を聴取
- 9月 意見聴取を踏まえて論点を整理し、民事ルールの内容と実効性を確保する方策（裁判外の紛争処理の在り方等）を審議
- 平成11年1月 「消費者契約法（仮称）の制定に向けて」と題する第16次国民生活審議会消費者政策部会報告をとりまとめ、公表
その中で、総括判断として、
「消費者契約法の制定に当たっては、消費者、事業者双方が自己責任に基づいて行動することができる環境整備の一環として公正で予見可能性の高いルールを策定するという観点から、立法化の国民的コンセンサスを得るべく、本報告において示された検討の成果を踏まえるとともに、関係各方面との調整を十分に図りつつ、細部にわたって検討を深めていく必要がある。
以上のおり、我々は、消費者と事業者との間で締結される契約を幅広く対象としてその適正化を図るため、具体的な民事ルールを規定する消費者契約法をできる限り速やかに制定すべきである。」と指摘
- 2月 通商産業省産業構造審議会消費経済部会
「消費者契約に広く適用される新たな包括的民事ルールとしての『消費者契約法（仮称）』の立法化を検討していることは適切な問題提起として正鵠を射た取り組み

み」と評価した内容を盛り込んだ部会報告「今後の消費者取引のルールのある在り方に関する提言－快適で安心な消費生活を目指して－」を公表

- 3月 規制緩和推進三ヵ年計画(改定) (3月30日閣議決定)において、
「規制改革の一環として、消費者・事業者双方の自己責任に基づいた経済活動を促す公正なルールを確立するという観点から、消費者と事業者との間で締結される契約に広く適用される民事ルールの検討を推進する。」ことを決定
- 4月 法務省民事局「現代契約法制研究会」
「消費者契約を幅広く対象としてその適正化を図るための具体的な民事ルールとしての『消費者契約法(仮称)』についての法制化を早期に実現することが期待される。」とした「消費者契約法(仮称)の論点に関する中間整理」を公表
- 4月 第17次国民生活審議会総会
当面の調査・審議事項として、消費者政策部会において、消費者契約法(仮称)の具体的な内容について審議すること、消費者政策部会の下に消費者契約法検討委員会をそれぞれ設置することを決定
- 5月 第1回消費者政策部会
総会を受けて、消費者契約法について具体的な調査審議内容、調査審議スケジュール等の概略を決定
- 6月～7月 消費者契約法検討委員会委員から消費者契約法の論点を具体化した質問項目に沿った意見を求め、併せて、関係各界に同様の形式で文書による意見を募り、それらをもとに審議
- 7月 行政改革推進本部規制改革委員会が「規制改革に関する論点公開」を公表
その中で、消費者契約法については、
「規制改革等経済構造改革の進展に伴い、政策運営の基本原則を事前規制から市場ルールの整備へと転換する必要がある中で、消費者、事業者双方の自己責任に基づいた経済活動を促すルールであることが必要との観点から、国民生活審議会における審議及び法案策定作業を注視していく。」と指摘し、「消費者契約法(仮称)の動向注視」と結論
- 9月 消費者契約法検討委員会のとりまとめ状況を消費者政策部会に報告
- 11月 「消費者契約法(仮称)の具体的な内容について」と題する消費者契約法検討委員会報告をとりまとめ、公表

12月 第32回消費者保護会議（会長：内閣総理大臣）において、

「国民生活審議会は、消費者が事業者と締結した契約に係る紛争の公正かつ円滑な解決を図るための新たな民事ルールすなわち「消費者契約法（仮称）」について、同法の制定に向けた具体的内容の検討を行っており、近々とりまとめられる報告の趣旨を踏まえ、同法の法制化に努める」ことを決定

OECDは、対日審査報告1998－1999を公表。「一層の構造改革のための勧告」として「消費者契約法の施行は歓迎される。」と評価

民主党が第 146回国会において衆議院・参議院に消費者契約法案を提出（10日）

行政改革推進本部規制改革委員会が「規制改革についての第2次見解」を公表
その中で、消費者契約法については、

「規制改革などの経済構造改革の進展に伴い、政策運営の基本原則を事前規制から市場ルールの整備へと転換する必要がある中で、消費者契約法（仮称）については、消費者、事業者双方の自己責任に基づいた経済活動を促す公正なルールであることが必要であり、消費者と事業者の間の紛争の円滑かつ迅速な解決に資するためにも、消費者契約法（仮称）の各規定については、要件が明確で予見可能性の高いものとすべきである。規制改革委員会としても、国民生活審議会における審議及び法案策定作業を引き続き注視していく。」と指摘し、「消費者契約法（仮称）の動向」と結論

「平成12年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」において、政府は閣議において「安全・安心で楽しみのある国民生活の実現」のため、「消費者と事業者の間の市場ルールなど規制緩和の時代にふさわしいシステムの構築」を推進することを閣議了解

「消費者契約法（仮称）の立法に当たって」と題する消費者政策部会報告をとりまとめ、公表

の中で、消費者契約法の立法に当たっての総括判断として、
「政府においては、消費者が事業者と締結する契約に係る紛争の公正かつ円滑な解決に資するため、『消費者契約法（仮称）の具体的内容について』の趣旨を十分尊重し、政府内及び関係者の調整を図り、消費者契約法の法制化を早急に行うとともに、同法の実効性を高めるため、関連する諸施策を適切に講じることが必要である。」と結論

1月 「平成12年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」（閣議決定）において、
「安全・安心で楽しみのある国民生活の実現」のため、「消費者と事業者の間の市場ルールなど規制緩和の時代にふさわしいシステムの構築」を推進することを決定

第 147回国会における総理施政方針演説（閣議決定）において、

「規制緩和が一段と進展する中で、不公正な取引などによる被害者の救済制度や、消費者が事業者と結んだ契約に係る紛争の公正・円滑な解決のためのルールを整備します。」との旨の発言

第 147回国会における経済演説（閣議決定）において、

「いま一つ重要な政策は、消費者主権の世の中にふさわしい市場ルールの整備であります。規制が緩和されるに伴い、消費者の選択の自由が拡大する反面、自己責任もまた重みを増します。したがって今後は、消費者と事業者との情報量や交渉力の格差から生じる契約上の紛争を、公正かつ円滑に解決することが重要になります。こうした観点から、昨年末に出された国民生活審議会の報告の趣旨に沿い、新たな民事ルール、いわゆる消費者契約法をできる限り速やかに成立させたいと考えています。

本法の制定により、消費者利益が擁護されるとともに、予見可能性の高いルールができることによって消費者と事業者との信頼感が増し、新たな経済活動や業態の創造が容易になり、活発化するものと確信しております。」との旨の発言

3月 政府として消費者契約法案を閣議決定（閣法第56号）し、第 147回国会に提出（7日）

3 第 147回国会における審議の経過

平成12年 3月14日

衆議院本会議において、趣旨説明が行われた後、趣旨説明に対する質疑
その後、衆議院商工委員会に付託

平成12年 4月 4日

衆議院商工委員会において、先に民主党より提出された消費者契約法案（第 146回国会衆法第18号）とともに法案審査開始

平成12年 4月 5日

参考人質疑

（参考人）

- 落合誠一・東京大学法学部教授
- 日和佐信子・全国消費者団体連絡会事務局長
- 井田敏・全国商工会連合会専務理事
- 野々山宏・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長
- 及川昭伍・国民生活センター顧問

平成12年 4月12日

質疑

平成12年 4 月14日

質疑

- ・ 民主党提出の消費者契約法案（第 146回国会衆法第18号）撤回
- ・ 民主党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による、内閣提出の消費者契約法案（閣法第56号）に対する修正案が提出されたが、否決
- ・ 内閣提出の消費者契約法案（閣法第56号）については、附帯決議（参考1）を付して、原案のとおり全会一致で可決

同日午後、衆議院本会議に緊急上程され、中山成彬商工委員長の報告の後、全会一致で委員長報告のとおり可決し、その後、参議院に送付

平成12年 4 月19日

参議院本会議において、趣旨説明が行われた後、趣旨説明に対する質疑
その後、参議院経済・産業委員会に付託

平成12年 4 月20日

参議院経済・産業委員会での法案審査開始

平成12年 4 月25日

参考人質疑

（参考人）

- 松本恒雄・一橋大学大学院法学研究科教授
- 岡田ヒロミ・社団法人全国消費生活相談員協会消費生活専門相談員
- 角田博・社団法人経済団体連合会経済本部長
- 藤森克美・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長

平成12年 4 月27日

質疑

- ・ 民主党提出の消費者契約法案（第 146回国会参法第 6 号）撤回
- ・ 審議終局に際して、民主党・新緑風会、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の共同提案による、内閣提出の消費者契約法案（閣法第56号）に対する修正案が提出されたが、否決
- ・ 内閣提出の消費者契約法案（閣法第56号）については、附帯決議（参考2）を付して、原案のとおり全会一致で可決

平成12年 4 月28日

参議院本会議に上程。成瀬守重経済・産業委員長長の報告の後、全会一致で委員長報告のとおり可決し、消費者契約法が成立

平成12年 5月12日

消費者契約法の公布（平成12年法律番号第61号）